

議案第 54 号、第 56 号、第 59 号、第 66 号及び第 67 号

資料 2 特別職及び管理職の一般職の給与減額の概要

1 趣旨

現在、令和 3 年度から 5 年度にかけて行財政経営基盤の強化に向けた取組を集中的に進めており、この取組を一層推進するため、特別職及び管理職の一般職の給与の減額を行います。

なお、減額した予算は、職員の事務負担を軽減し、事務効率の改善に寄与できるような DX 等行財政経営基盤の強化につながる取組での活用を検討します。

2 減額内容（令和 3 年度一般会計・特別会計 6 月補正予算計上額）

(1) 特別職

給料月額カット（100 円未満の端数は切り捨て）

①市長 10% 1,072,400 円⇒965,100 円（▲107,300 円）

②副市長 7% 881,100 円⇒819,400 円（▲61,700 円）

③教育長 5% 758,100 円⇒720,100 円（▲38,000 円）

※公営企業管理者は教育長と同じ

※カットは期末手当にも反映

(千円)

年度	市長	副市長	教育長	計
R3	▲1,872	▲1,116	▲680	▲3,668

(2) 管理職の一般職

給料月額カット（技監・部長・参事・室長 5%、課長・副課長 4%）

※カットは期末勤勉手当及び地域手当にも反映

(千円)

年度	一般会計	国保特会	介護特会	計
R3	▲62,084	▲304	▲280	▲62,668

3 実施時期

令和 3 年 6 月 1 日から約 3 年間（令和 5 年度末（令和 6 年 3 月 31 日）までを予定）

※期末勤勉手当には令和 3 年 6 月期から反映